

東京大学内部監査室内規

令和4年3月31日

総長 裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づく室として総長室に設置される東京大学内部監査室（以下「室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 室は、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）における業務及び財務会計に関する内部監査を実施する。

2 内部監査の実施については、国立大学法人東京大学内部監査実施要綱（平成16年7月6日総長裁定）の定めるところによる。

(組織)

第3条 室に、室長、副室長及び室員を置く。

2 室長は、理事又は副学長のうちから総長が指名する者をもって充てる。

3 室長は、室を統括する。

4 副室長は、本部監査課長をもって充てる。

5 副室長は、室長を補佐する。

6 室員は、本部監査課の職員（本部監査課長を除く。）をもって充てる。

7 前項に定めるもののほか、内部監査の実施に際し、室長が必要と認める場合に、前項以外の大学法人の教職員を室員として任命することができる。

(監事監査の補助)

第4条 室長は、監事の要請があったときは、副室長及び室員に対し、監事が行う監査の補助をさせることができる。

(補則)

第5条 この内規に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この裁定は、令和4年4月1日から実施する。